

○国立大学法人千葉大学における研究活動の適正推進及び研究活動上の不正行為への対応に関する規程

平成27年4月1日
制定

改正	平成27年7月28日	平成27年10月1日
	平成28年4月1日	平成29年4月1日
	平成29年10月1日	平成30年4月1日
	平成30年4月1日	平成30年8月1日
	令和2年4月1日	令和3年8月1日
	令和5年4月1日	令和5年6月1日
	令和5年10月1日	令和7年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）における適正な研究活動の保持及び研究活動上の不正行為の防止並びに不正行為が生じた場合における適正な対応等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究活動上の不正行為 捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ又は査読における不適切な行為等、研究活動上の不適切な行為であつて、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。
- 二 特定不正行為 前号の研究活動上の不正行為のうち、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん又は盗用をいう。
- 三 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- 四 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- 五 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。
- 六 研究者等 本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利

用して研究に携わる者をいう。

七 研究資料 研究成果発表のもととなった文書、数値データ、画像等をいう。

八 試料等 研究成果発表のもととなった実験試料や標本等の試料及び装置等の有体物をいう。

九 研究資料等 研究資料及び試料等をいう。

一〇 部局 各学部、各研究科、各学府、各研究院、附属図書館、医学部附属病院、各共同利用教育研究施設、未来粘膜ワクチン研究開発シナジー拠点、事務局、各基幹、各機構及び国際共同教育研究施設をいう。

一一 部局長 前項の部局の長をいう。ただし、事務局における部局長は、研究推進部長とする。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究資料等を次条に定める期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究資料等の保存期間)

第4条 研究資料等の保存期間は、原則として次のとおりとする。

一 研究資料 当該研究成果の発表後10年間

二 試料等 当該研究成果の発表後5年間

2 前項の規定にかかわらず、研究資料等の保存に当たっては、次に掲げるとおりとすることができる。

一 保存に要するスペース、設備等の制約によりやむを得ない事情がある場合又は保存に係るコストが多大となる場合にあつては、保存期間を合理的な範囲に設定することができる。

二 研究資料等の性質上、保存又は保管が本質的に困難な場合にあつては、保存期間を当該研究資料等の性質において可能である範囲内の期間に設定することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、法令等に定めがある場合にあつては、次に掲げるとおりとする。

- 一 法令等の定めにより、第1項に規定する保存期間よりも短い期間で廃棄することが定められている場合にあつては、当該法令等の定めるところにより廃棄するものとする。
- 二 法令等の定めにより、第1項に規定する保存期間よりも長い期間保存することが求められている場合にあつては、当該法令等の定めるところにより保存するものとする。
- 4 前3項の規定によることができない特段の事情がある場合は、別に定めるところによる。

第2章 研究活動の適正推進及び研究活動上の不正行為の防止への対応研究活動の適正な推進を確保するための体制

(総括責任者)

第5条 学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(部局責任者)

第6条 部局長は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第7条 部局における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、部局長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、当該部局に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。
- 3 研究倫理教育責任者は、実効的な研究倫理教育を行い得る体制を構築するため、必要に応じて研究倫理教育副責任者を置くことができる。

(研究活動適正推進委員会の設置)

第8条 学術研究・イノベーション推進機構に、本学における研究活動上の不正行為の防止及び適正な研究活動の保持、研究活動上必要とされる各種手続きに関する調査及び監督並びに研究コンプライアンス及び研究倫理教育に関する具体的方策等について企画、立案及び実施し、本学における研究活動の適正な推進に資するため、国立大学法人千葉大学学術研究・イノベーション推進機構研究活動適正推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

- 2 推進委員会の構成及び事務その他推進委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(研究活動の適正な推進の確保のための是正措置)

第9条 学長は、推進委員会が実施する調査等によって、部局における研究活動の適正な推進確保のための取組が不十分であると認められる場合又は研究遂行上必要とされる手続、

確認及び承認行為等の不備などの理由により、研究活動の適正な推進が損なわれると認められる研究活動がある場合は、関係部局に対して改善を命ずることができる。

2 前項に規定する改善命令がなされた場合において、当該改善命令に係る部局が講ずる措置に対し、研究活動の適正な推進が損なわれるものと認められる研究活動に従事している研究者等の対応が不十分であるときは、学長は、当該研究者等に対し、当該研究活動の停止を命ずることができる。

3 第1項に規定する改善命令がなされた場合において、当該改善命令に係る部局の措置にもかかわらず、当該研究者等が当該措置に従わないなどの不誠実な対応等が認められるときは、学長は、当該研究者等の競争的資金等の応募資格をはく奪するとともに、継続中の研究活動の停止を命ずることができる。

第3章 研究活動上の不正行為への対応

第1節 告発の受付

(告発の受付窓口の設置)

第10条 部局長は、告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、部局に研究活動の不正行為に関する告発等を受け付けるための窓口（以下「告発窓口」という。）を設置し、その責任者となる。

2 事務局及び各部局の告発窓口の責任者は、相互に連携協力を図る。

3 部局長は、不正行為に関する告発を受け付けたときは、速やかに第8条に定める推進委員会の長（以下「推進委員長」という。）に報告するものとする。

(告発の受付体制)

第11条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、顕名により行われるものとし、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者等又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的合理的理由が示されていなければならない。なお、告発は別紙様式により行うものとする。

3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、推進委員長と協議の上、顕名の告発に準じてこれを受け付けることができる。

4 学会等の科学コミュニティ、報道又はインターネット等により、研究活動上の不正行為の疑いが指摘された場合は、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者等又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、

不正とする科学的合理的理由が示されている場合に限り、匿名による告発に準じて取り扱うことができる。

- 5 部局長は、告発を受け付けたときは、速やかに、学長及び推進委員長に報告するものとする。学長は、当該告発に関係する部局があるときは、該当する部局長等に、その内容を通知するものとする。
- 6 学長及び推進委員長は、前項の報告を受けた場合は、危機管理担当理事、研究担当理事、被告発者が所属する部局長及び推進委員長が必要と認めた者(以下「関係理事等」という。)に告発内容の精査を指示するものとする。
- 7 関係理事等は、速やかに告発内容の精査及び調査の可能性等について検討を行い、その結果を学長及び推進委員長に報告するものとする。
- 8 学長は、前項の結果において、研究活動上の不正行為の対応によらない対応の必要性を認めた場合は、当該対応を所掌する部署に対応を指示するものとする。
- 9 告発窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に対して受け付けた旨を通知するものとする。

(告発の相談)

第12条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談することができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、部局長は、学長及び推進委員長にその内容を報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、学長又は推進委員長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、当該報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

第13条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第2節 関係者の取扱い

(守秘義務)

第14条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。本学の職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 学長、推進委員長及びその他の関係者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査が完了し調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏えいしないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

- 3 学長又は推進委員長は、当該告発に係る事案が外部に漏えいした場合は、告発者及び被告発者の了解を得ることにより、調査中にかかわらず、当該調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは当該者の了承は不要とする。

- 4 学長、推進委員長及びその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第15条 部局長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属するすべての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 学長は、相当な理由なしに告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、国立大学法人千葉大学就業規則（以下「就業規則」という。）その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

- 4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給その他不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第16条 本学に所属するすべての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。

3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対する、研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換、懲戒処分、降格、減給その他不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第17条 何人も、悪意に基づく告発(被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する研究費等の配分機関(以下「資金配分機関」という。)及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第3節 特定不正行為事案の調査

(予備調査の実施)

第18条 第11条に基づく告発があった場合又は推進委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、推進委員長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、次の委員をもって組織する。

一 推進委員長

二 次項に規定する予備調査委員会主査が指名する者

三 被告発者が所属する部局長

3 予備調査委員会に主査を置き、推進委員長をもって充てる。

4 予備調査委員会が必要と認めたときは、学外の有識者を委員に加えることができる。

5 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

6 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

7 主査は、必要に応じ、特定不正行為の疑義が指摘された者が所属する又は所属していた部局に専門調査委員会の設置を指示し、所要の調査を実施させることができる。

8 前項の指示を受けた部局長は、当該部局に専門調査委員会を設置し、当該委員会の長を定め、調査に必要な委員を配置するとともに、予備調査委員会からの調査内容、調査実施期間等に関する指示に従い、調査を実施させるものとする。

- 9 前項の調査を実施した専門調査委員会の長は、予備調査委員会に対し、当該調査結果を報告するものとする。

(予備調査の方法)

第19条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性その他必要と認める事柄について予備調査を行う。

- 2 予備調査委員会は、告発を受ける前に取り下げられた論文等に対する告発について予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第20条 予備調査委員会主査は、第11条第5項の報告を受けた日又は推進委員長から予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を推進委員会に報告する。

- 2 推進委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、速やかに本調査を行うか否かを決定する。

- 3 推進委員会は、次条に定める特定不正行為調査委員会による調査（以下「本調査」という。）を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

- 4 推進委員会は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

- 5 推進委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(調査委員会の設置)

第21条 推進委員会は、本調査を実施することを決定したときは、当該告発事案に関する調査を実施するため、特定不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会の委員の過半数は、本学に属さない外部有職者でなければならない。

- 3 調査委員会は、次の委員をもって組織する。

一 研究担当理事

二 学長が指名する教育研究評議会評議員 3名

三 法律の専門的知識を有する有識者 1名

四 推進委員長が指名する有識者 6名

五 その他学長が必要と認めた者

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は前任者の残任期間とする。

6 調査委員会に委員長を置き、研究担当理事をもって充てる。

7 委員長は、調査委員会の業務を総括する。

8 調査委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(本調査の通知)

第22条 推進委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に書面により、推進委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 推進委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第23条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、速やかに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。この場合において、被告発者が本学以外に所属しているときは、当該所属機関に通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関にも本調査を行う旨を報告する。

3 調査委員会は、本調査の対象者に対し、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の提出を求め、当該資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により本調査を行うものとする。

4 調査委員会の委員のうち、告発者及び被告発者との直接の利害関係を有する委員は、告発のあった事案に関する調査及び審議に加わることはできない。

- 5 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 6 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 7 告発者、被告発者及びその他当該告発者に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。
- 8 委員長は、委員会の調査の過程において必要に応じ、特定不正行為の疑義が指摘された者が所属する又は所属していた部局に専門調査委員会の設置を指示し、所要の調査を実施させることができる。
- 9 前項の指示を受けた部局長は、当該部局に専門調査委員会を設置し、当該委員会の長を定め、調査に必要な委員を配置するとともに、調査委員会からの調査内容、調査実施期間等に関する指示に従い、調査を実施させるものとする。
- 10 前項の調査を実施した専門調査委員会の長は、調査委員会に対し、当該調査結果を報告するものとする。

(本調査の対象)

第24条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第25条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学以外であるときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第26条 学長は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

2 前項の求めがあったときは、調査委員会は、中間報告書を取りまとめ、学長に提出しな

なければならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第27条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう、十分配慮するものとする。

(特定不正行為の疑惑への説明責任)

第28条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等についても適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第23条第6項の定める保障を与えなければならない。

第4節 特定不正行為等の認定

(認定の手続)

第29条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算し、原則として150日以内に調査した内容をまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定した場合はその内容及び悪質性、特定不正行為に関与した者とその関与の度合、特定不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、特定不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、速やかに学長及び推進委員長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第30条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否か

の認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として特定不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、特定不正行為と認定することができる。また、保存期間の範囲に属する生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被告発者が特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。
- 4 被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責めによらない事由により、前項後段に規定する、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の本来存在すべき基本的要素の不足が生じたものと認められるときは、当該基本的要素が不足することをもって直ちに特定不正行為と認定することはできない。また、当該基本的要素の不足理由が保存期間を超えることによるものである場合も同様とする。

（調査結果の通知及び報告）

第31条 学長は、速やかに、調査委員会の調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者のほかに特定不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。この場合において、被告発者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果（認定を含む。）を通知する。

- 2 学長は、前項の通知に加え、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁にも調査結果を報告するものとする。
- 3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

（不服申立て）

第32条 特定不正行為が行われたものと認定された被告発者は、調査結果（認定を含む。）の通知を受けた日から起算して14日以内に調査委員会に対して不服申立てをすることができる。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員会委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査

をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 前項に定める新たな調査委員会委員は、第21条第2項及び第3項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、速やかに学長に報告する。学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して、趣旨、理由等を勘案し、再調査を行う旨を決定した場合には、速やかに学長に報告する。学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に対し不服申立てがあったことを報告する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第33条 前条に基づく不服申立てについて再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続の打切りを決定することができる。その場合には、調査委員会は、速やかに学長に報告する。学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を学長に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 学長は、第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第34条 学長は、調査委員会において特定不正行為が行われたとの認定がなされた場合に

は、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定不正行為があったと認定された論文等が、告発を受ける前に取り下げられていたときは、当該特定不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 学長は、調査委員会において特定不正行為が行われなかったと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合等は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、特定不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第5節 特定不正行為の措置及び処分

(調査中における一時的措置)

第35条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者が告発を受けた研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講ずることができる。

- 2 学長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第36条 学長は、特定不正行為に関与したと認定された者、特定不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、速やかに当該研究に係る研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第37条 学長は、被認定者に対して、特定不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。
(措置の解除等)

第38条 学長は、特定不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際して実施した研究費の支出停止を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 学長は、特定不正行為が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分等)

第39条 学長は、本調査の結果、特定不正行為が行われたものと認定された場合は、当該特定不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 学長は、告発が悪意に基づくものと認定された場合であって、告発者が本学職員のときは就業規則その他関係諸規程に従って、処分等の適切な措置を講ずる。

3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第40条 推進委員会は、本調査の結果、特定不正行為が行われたものと認定された場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。

2 学長は、前項の勧告に基づき、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。

3 学長は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

第6節 特定不正行為以外の研究活動上の不正行為事案の調査

(特定不正行為以外の調査の実施)

第41条 第11条に基づく告発があった場合又は推進委員長がその他の理由により特定

不正行為以外の研究活動上の不正行為（以下「特定不正行為以外の不正行為」という。）の疑いの調査の必要を認めた場合は、推進委員長は特別調査委員会を設置し、速やかに調査を実施しなければならない。

2 特別調査委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 推進委員長
- 二 被告発者が所属する部局長
- 三 法律に関する専門家1名以上
- 四 外部有識者3名以上
- 五 その他推進委員長が必要と認めた者

3 前項第4号の委員の数は、特別調査委員会構成員の過半数でなければならない。

4 特別調査委員会に委員長を置き、推進委員長をもって充てる。

5 特別調査委員会委員長は、必要に応じ、特定不正行為以外の不正行為の疑義が指摘された者が所属する部局又は所属していた部局に、専門的事項の調査を指示することができる。

（準用）

第42条 特定不正行為以外の不正行為に係る調査、認定、措置、処分その他必要な事項については、第20条第4項及び第22条から第40条まで（第23条第1項及び第8項から第10項まで、第29条第2項並びに第33条第3項ただし書きを除く。）の規定を準用する。この場合において、別表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（特定不正行為と特定不正行為以外の不正行為の双方に係る事案の処理）

第43条 調査対象に特定不正行為事案と特定不正行為以外の不正行為事案の双方が含まれる場合の調査、認定、措置、処分その他必要な事項については、特定不正行為事案の例による。

第7節 その他

（事務）

第44条 推進委員会、告発内容の精査、予備調査委員会、調査委員会及び特別調査委員会並びに事務局における告発窓口に関する事務は、関係部局の協力を得て研究推進部研究安全管理課において処理する。

2 予備調査及び本調査の過程において部局に設けた専門調査委員会、特別調査委員会からの指示による専門的事項の調査並びに部局における告発窓口に関する事務は、当該部局において処理する。

(雑則)

第45条 この規程に定めるもののほか、適正な研究活動の保持及び研究活動上の不正行為の防止並びに研究活動の不正行為への対応等に関し必要な事項は、別に定めることとし、その他特に定めのない事項については、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人千葉大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程（平成18年10月19日制定）は、廃止する。

附 則（平成27年7月28日）

この規程は、平成27年7月28日から施行する。

附 則（平成27年10月1日）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月1日）

- 1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、この規程の施行日以前に国立大学法人千葉大学人を対象とする医学系研究等の適正な推進に関する規程第2条第6号に規定する倫理審査委員会その他審査機関の承認を受けて実施している研究に係る研究資料等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月1日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月1日）

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和３年８月１日）

この規程は、令和３年８月１日から施行する。

附 則（令和５年４月１日）

この規程は、令和５年４月１日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。

附 則（令和５年６月１日）

この規程は、令和５年６月１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則（令和５年１０月１日）

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則（令和７年４月１日）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４２条関係）

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第20条第4項及び第22条から第40条まで	調査委員会	特別調査委員会
第20条第4項及び第22条から第40条まで	本調査	調査
第20条第4項及び第22条から第40条まで	特定不正行為	特定不正行為以外の不正行為
第20条第4項	決定したときは	決定したときは、必要に応じて
第22条第1項	設置したときは	設置したときは、必要に応じて
第29条第1項	本調査を開始した日から起算し、原則として150日以内に調査した内容をまとめ	調査した内容をまとめ
第29条第5項	速やかに学長及び推進委員長に報告しなければならない	調査のプロセス、方法、帰結が適切であることを推進委員会で確認した後、調査結果を速やかに学長に報告しなければならない
第32条第4項	第21条第2項及び第3項	第41条第2項
第33条第3項	その開始の日から起算して50日以内に先の調査結果を覆す	先の調査結果を覆すか否かを決定し

	か否かを決定し	
第34条第1項	認定がなされた場合には	認定がなされた場合には、必要に応じて
第34条第4項	故意	研究活動上の不適切な行為
第34条第5項	故意又は研究者としてわきま えるべき基本的な注意義務を 著しく怠ったことによる	研究活動上の不適切な行為に よるものではなく、科学者の行 動規範及び社会通念に照らし て研究者倫理からの逸脱の程 度が甚だしい
第34条第6項	認定がなされた場合には	認定がなされた場合には、必要 に応じて
第36条	認定された者（以下「被認定 者」という。）に対して	認定された者（以下「被認定者」 という。）に対して、必要に応 じて
第40条第3項	学長は	学長は、必要に応じて

別紙様式

(元号) 年 月 日

国立大学法人千葉大学長 殿

所 属 :
連絡先 : (TEL)
(E-mail)
氏 名 :

国立大学法人千葉大学における研究活動の適正推進及び研究活動上の不正行為への対応に関する規程第 11 条の規定に基づき、下記の研究者の不正行為について告発します。

記

1. 不正行為を行ったとする研究者等又は研究グループ名
所属 :
氏名又はグループ名 :
2. 不正行為の態様等及び事案の内容 (該当する番号を選択し、内容を記載)
①捏造、②改ざん、③盗用、④二重投稿、⑤不適切なオーサーシップ、
⑥査読における不適切な行為、⑦①～⑥以外の別
番号 :
内容 :
3. 不正とする科学的合理的理由
(理由)